

第2次三重県動物愛護管理推進計画の取組の成果と検証

計画の目標	計画の目標		目標値の考え方	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
	目標項目	目標値(30年度)							
計画の目標	犬・猫の殺処分数	1,726頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値(平成24年度)の半減をめざします。	・目標値の半減以下の数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の殺処分数 628頭・匹)	・将来的に殺処分がゼロになることをめざすものの、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡したものなど、現在の推進計画では、明らかにゼロとすることが出来ません。 ・将来的に殺処分ゼロをめざすにあたり、改正予定の基本指針や、三重県民力ビジョン(平成35年度までに殺処分数ゼロ)の定義の整理を図る必要があります。 ・「殺処分ゼロ」という言葉にとらわれ過ぎることにより、逆に問題を引き起こすケースがあります。 ・目標達成後にその状態が継続されるか保証がありません。	・更なる殺処分数の減少をめざし480頭・匹以下を目標に取組を進めます。	・殺処分数は確実に減っている。これらの実績に対し、どのような取組みを進めれば殺処分がゼロに近づくのか、県民に理解を得ていくことが重要。 ・殺処分減少を目指すため、管理が難しい動物の譲渡に対し、よりの確なマッチングを進めていくべき。		
取組項目	行動目標		県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
取組項目	目標項目	目標値(30年度)							
(1)動物愛護管理の普及啓発	動物愛護教室等の受講者数	3,000人	①動物愛護管理に関する情報の提供	・各種広報媒体を活用した、より効果的な普及啓発方法について検討し、動物愛護管理に関する情報提供を行います。特に、犬・猫の引取り数・殺処分数の減少のために重要な終生飼養や適切な繁殖制限等について、積極的に広報します。	・動物愛護推進センター「あすまいる」でのイベントを中心に、啓発を実施しました。 ・あすまいるの活動の取材を受け、各種広報媒体での啓発を依頼しました。 ・県政だよりや県及び「あすまいる」のホームページ、また地域情報誌など各種広報媒体を積極的に活用し、啓発を行いました。	・引き続き、あすまいるの認知を高めるとともに、情報発信の方法、効果的な啓発のあり方などについて検討する必要があります。	・各種広報媒体を活用するとともに、さまざまなイベントに参加し、効果的な普及啓発を行います。		
			②動物愛護教室等の実施	・獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携するとともに、動物愛護管理に関する学習プログラムについて検討し、動物愛護教室等の取組をより一層充実します。	・あすまいるで犬や猫のお世話などを体験し、「動物との共生」や「命の尊さ」などを考えていただく学習プログラムを開始しました。 ・関係団体等と連携して、動物愛護教室等を実施することにより、目標を達成しています。(平成29年度 動物愛護教室等の受講者数 3,224人)	・啓発は、行政機関だけではなく、動物愛護推進員、関係団体、獣医師会など多様な主体により行っていく必要があります。 ・更に効果的な啓発方法について、考えていく必要があります。	・あすまいるを拠点とした動物愛護管理に関する体験型の学習プログラムを実施します。	・あすまいるを利用した啓発活動を充実していくべき。	
			③動物愛護週間行事の充実	・動物の命について学ぶ機会とするため、と畜場や家畜が食肉となる工程などの見学会を開催します。	・と畜場等の見学会を実施しました。		・と畜場等の見学会を開催し、動物の命について学ぶ機会を提供します。		
			④動物愛護週間行事の充実	・引き続き、小中学校を対象とした動物愛護に関する絵・ポスター募集を行い、絵やポスターを描くことや県内各所に展示された作品を見ることを通して、動物愛護の意識を高めます。また、小中学校へのアンケート調査等により、より効果的な普及啓発方法について検討し、取組みます。	・平成29年度 動物愛護の絵・ポスター応募数 10,467点 ・平成25年度のアンケート調査では、ポスター応募により動物愛護の意識が向上するとの回答が71.4%でした。	・ポスター応募数は減少傾向であることから、新たな啓発の方法も含め、そのあり方について検討が必要で	・動物愛護に関する絵・ポスターの募集等動物愛護週間行事を通し、動物の愛護と適正な飼養について、効果的な普及啓発を実施します。	・昭和57年より行われており、37年にわたって実施されている。	
			⑤動物愛護週間行事の充実	・関係団体や動物愛護推進員と連携し、さまざまな主体との共催による動物愛護週間行事のあり方について検討し、取組を充実します。	・民間企業との連携による動物愛護週間事業を実施しました。 ・獣医師会と連携したあすまいるにおけるイベントを実施しました。		・関係団体、動物愛護推進員等と連携して動物愛護週間行事を実施します。		
			他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
			①県民	家族で動物の命や動物との接し方について話し合い、動物にふれあう機会を持つなどして、動物を愛護する心の育成に努めます。					
			②動物愛護推進員、関係団体、関係機関、四日市市、市町	県と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発、動物愛護週間行事等を実施します。					

第2次三重県動物愛護管理推進計画の取組の成果と検証

計画の目標	計画の目標		目標値の考え方	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考								
	目標項目	目標値(30年度)														
計画の目標	犬・猫の殺処分数	1,726頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値(平成24年度)の半減をめざします。	・目標値の半減以下の数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の殺処分数 628頭・匹)	・将来的に殺処分数がゼロになることをめざすものの、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡したものなど、現在の推進計画では、明らかにゼロとすることが出来ません。 ・将来的に殺処分ゼロをめざすにあたり、改正予定の基本指針や、三重県民ビジョン(平成35年度までに殺処分ゼロ)の定義の整理を図る必要があります。 ・「殺処分ゼロ」という言葉にとらわれ過ぎることにより、逆に問題を引き起こすケースがあります。 ・目標達成後にその状態が継続されるか保証がありません。	・更なる殺処分数の減少をめざし480頭・匹以下を目標に取組を進めます。	・殺処分数は確実に減っている。これらの実績に対し、どのような取組みを進めれば殺処分がゼロに近づくのか、県民に理解を得ていくことが重要。 ・殺処分減少を目指すため、管理が難しい動物の譲渡に対し、よりの確なマッチングを進めていくべき。									
取組項目	行動目標		県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考								
	目標項目	目標値(30年度)														
(2)適正飼養の推進	犬・猫の引取り数	1,625頭・匹	<p>①適正飼養、終生飼養の推進</p> <p>各種広報媒体を活用するとともに、動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止等の適正飼養の啓発を行います。</p> <p>県民に対して幅広く啓発を行うとともに、犬・猫の引取りを求める者に対しては、動物愛護管理法の規定について説明し、理解を求めます。</p>	<p>・小中学生を対象とした動物愛護教室やあすまいるでのイベント等において啓発を行いました。</p> <p>・目標値の約半数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の引取り数 893頭・匹)</p>	<p>・犬・猫の殺処分ゼロをめざすには、引取り数の減少に取り組む必要があります。 ・引取り数の大半を占める飼い主の不明な猫を更に減少させるためには、繁殖制限、室内飼育、所有者明示等の啓発と理解を進める必要があります。同時に飼い主のいない猫に対するTNR活動等の支援も続ける必要があります。 ・飼育崩壊を起こさないための啓発及び指導方法について、検討が必要です。</p>	<p>・各種広報媒体の活用や動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止等の適正飼養の啓発を行います。</p> <p>・飼い主への終生飼養の指導を行うとともに、犬・猫の引取りを求める者に対しては、動物愛護管理法の規定について説明し、理解を求めます。(目標:引取り数 760頭・匹)</p>	<p>・「殺処分ゼロ」(数字)が目されるが、むしろ「殺処分ゼロ」を目指して啓発を色々取り組む姿勢の方が重要。 ・大学等に協力を得て、講義などの機会や、実験動物と動物愛護など様々な視点で啓発すれば、広く普及が進むのではないかと。</p> <p>・引取りについて、保健所(担当者)間での対応の差が生じることが見受けられるので、基準を明確にされた。</p>									
									②返還率向上の取組	保健所に収容された動物について、インターネットを活用した公示の方法や抑留期間の延長について、更に検討を行います。	・犬については、インターネット公示などにより、年々返還率は向上しています。(平成29年度 犬の返還率 60.2%)		・保健所に収容された動物について、インターネットを活用した公示の方法等について検討します。			
									③犬・猫の譲渡の取組	新たに犬や猫の飼養を希望する者に対しては、適正飼養の遵守を求めるとともに、譲渡後も必要に応じ、しつけに関する基本的な助言・指導を行います。	・あすまいるにおいて、譲渡前の説明としつけや、アフターフォロー(しつけ方教室・飼い方相談)等を実施しています。	・譲渡先での苦情原因や、譲渡後にあすまいるに戻るなどということにならないよう、譲渡者に適正飼育についての十分な理解を求めていく必要があります。 ・譲渡数の増加により、譲渡先の飼養状況を確認する追跡調査のあり方を検討する必要があります。	・新たに犬や猫の飼養を希望する者に対して、譲渡前の説明を充実し、適正飼養の遵守を求めます。			
										犬・猫の譲渡については、健康状態や人への攻撃性がないなどの適性を判断したうえで、行います。		・譲渡後に、収容期間中に確認することが難しい問題行動や疾患が見られるケースがあります。	・あすまいるを拠点に、関係団体、ボランティア団体等と連携し、譲渡前の適正チェック、新たな飼い主とのマッチング及びアフターフォローを充実し、犬・猫の適正譲渡を一層進めます。			
										適宜、現行の譲渡方法を見直し、犬・猫を適正に飼養することができる飼い主に譲渡します。	・団体譲渡の開始や、あすまいるでの譲渡の実施などにより、譲渡数を増やすことが出来ました。(平成29年度 犬・猫の譲渡数 480頭・匹)	・既に複数の犬・猫を飼養する飼い主や、高齢の飼い主への譲渡のあり方について検討が必要です。 ・団体への譲渡は、多頭飼育等の状況を作らないよう確認が必要です。	・譲渡後の追跡調査を実施し、必要に応じ、しつけに関する基本的な助言・指導を行います。			
									④収容動物の適正管理	収容施設の整備や保健所に収容された犬・猫の適正な管理を行います。	・あすまいる開所により、保護動物の収容できる頭数が増え、また(簡易な)診療もできるため、以前よりも充実したケアが可能となりました。	・譲渡されるまでの収容期間が、長期化する傾向にあります。	・保健所及びあすまいるに収容された犬・猫の適正な管理を行います。	・あすまいるは動物を管理することにおいて、動物取扱事業者が抱えている課題を解決するためのモデルとなるべき。		
										返還又は譲渡に努めたものの、やむを得ず殺処分しなければならない場合についても、できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いて行います。	・炭酸ガスによる方法とは別に、薬剤を使用した処分方法も導入しました。	・薬剤投与が困難な動物に対しての方法や、実施者の精神的負担等について検討が必要です。	・できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いて殺処分を行います。			
									⑤虐待・遺棄の防止	動物愛護推進員、関係団体、四日市市及び市町と連携し、愛護動物の虐待・遺棄に係る罰則等について県民に周知するとともに、警察との連携により、虐待・遺棄の防止を図ります。	・三重県と三重県警の連名による遺棄・虐待防止ポスターを作成し、市町、関係団体の協力を得て啓発を行いました。		・愛護動物の虐待・遺棄に係る罰則等について、ポスター等の啓発資材を活用して周知します。 ・警察との連携により、虐待・遺棄事案に対応します。			
										他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
										①県民	動物を飼養する意義やその費用、法令等に関する十分な知識を得るとともに、意識を高めたうえで動物を飼い、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。					
	②動物愛護推進員	県に協力し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。														
	③関係団体	県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。														
	④関係機関	動物を飼養する学校などの教育機関は、終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養に努めます。														
	⑤四日市市、市町	県と連携し、動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待防止等の適正飼養の啓発を行います。														

第2次三重県動物愛護管理推進計画の取組の成果と検証

計画の目標		目標値 (30年度)	目標値の考え方	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考		
計画の目標	犬・猫の殺処分数	1,726頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値(平成24年度)の半減をめざします。	・目標値の半減以下の数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の殺処分数 628頭・匹)	・将来的に殺処分がゼロになることをめざすものの、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡したものなど、現在の推進計画では、明らかにゼロとすることが出来ません。 ・将来的に殺処分ゼロをめざすにあたり、改正予定の基本指針や、三重県民力ビジョン(平成35年度までに殺処分数ゼロ)の定義の整理を図る必要があります。 ・「殺処分ゼロ」という言葉にとらわれ過ぎることにより、逆に問題を引き起こすケースがあります。 ・目標達成後にその状態が継続されるか保証がありません。	・更なる殺処分数の減少をめざし480頭・匹以下を目標に取組を進めます。	・殺処分数は確実に減っている。これらの実績に対し、どのような取組みを進めれば殺処分がゼロに近づくのか、県民に理解を得ていくことが重要。 ・殺処分減少を目指すため、管理が難しい動物の譲渡に対し、よりの確なマッチングを進めていくべき。			
取組項目	行動目標	目標値 (30年度)	県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考		
(3)動物による危害や迷惑問題の防止	動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数	2,336件	①家庭動物等(特定動物を除く)による人への危害と迷惑の防止	けい留されていない犬を適正に保護、収容します。 ・平成29年度 犬の捕獲数 361頭			・けい留されていない犬を適正に保護、収容します。			
				家庭動物等の飼養に関する苦情や相談への対応を的確に行い、その事案が再発することのないよう飼い主に対して指導するとともに、悪質な場合は厳正に対処します。	・平成29年度 動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数 2,838件 であり、目標は達成されていません。	・問い合わせ件数は、減少傾向にあるものの、目標を達成するのは困難な状況が続いています。 ・問い合わせは、問題解決や啓発のきっかけとなることから、件数を減らすという目標の設定の仕方についても、長期的な視点での検討が必要です。	・家庭動物等の飼養に関する苦情や相談について、その事案が再発することのないよう的確に対応します。(目標:問い合わせ件数 2,336件)	・保健所以外の機関で対応したのものについて、反映されているのか。 ・行政サービスとして積極的に相談にのる姿勢は必要であるので、相談のうち、どれだけ問題解決に至ったのか評価するのが良いのではないかと。 ・目標設定を再考してはどうか。		
				飼い主のいない猫を地域で管理する方法に関する助言などの支援を行うとともに、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を検討します。	・関係団体等と連携し、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術の支援等を実施しました。(平成29年度 手術等支援実績 1,259匹)	・飼い主のいない猫にかかる問い合わせが多い傾向にあることから、TNR活動等の取組みへの理解を図る必要があります。	・地域の実情に応じた飼い主のいない猫対策(不妊・去勢手術等)を支援するとともに、この取組への理解を深めるための普及啓発を行います。		(2)の行動目標とも関連。	
				②特定動物による人への危害防止	特定動物の飼い主に対して、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止するよう指導します。 ・平成29年度 特定動物飼養施設へののべ立入件数 117回 ・平成29年度 特定動物の事故発生件数 0件			・特定飼養施設への立入検査を実施し、特定動物の飼い主に対して、施設の適正管理と人への危害発生の防止について指導します。(のべ件数50回)		
				③狂犬病予防をはじめとする人と動物の共通感染症対策	関係団体及び市町と連携し、各種広報媒体を活用して県民に狂犬病予防に関する情報提供を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。 鳥類展示施設でのオウム病発生や、乳牛とのふれあい施設での腸管出血性大腸菌O-157感染事例等を踏まえ、動物取扱業者だけでなく、県民に対しても人と動物の共通感染症の予防について啓発します。 人と動物の共通感染症に関するモニタリング・調査研究を実施します。	・各種広報媒体等を活用した情報提供を行いました。 ・ホームページにおいて啓発を行いました。 ・市町職員等を対象とした研修を開催しました。 ・動物取扱責任者研修において周知を行いました。	・狂犬病予防注射接種率が、近年横ばいの状況であることから、接種率を向上に向けた検討が必要です。(平成29年度 県内狂犬病予防注射接種率 70.3%) ・狂犬病予防対応マニュアルについて、更なる内容の充実が必要です。	・各種広報媒体を活用して県民に狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症の予防に関する情報提供を行います。		
				他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
	①県民	家庭動物等(特定動物を含む)の飼養にあたっては、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の接種など関係法令等を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりのことのないよう、適正に管理するよう努めます。 飼い主のいない猫を管理する場合は、地域住民の十分な理解の下に、繁殖制限、給餌・給水、排せつ物の処理などを適正に行い、周辺の生活環境に配慮した管理に努めます。		・地域の理解を得ない飼い主のいない猫に対する給餌・管理によりトラブルになるケースがあります。						
	②動物愛護推進員	県民からの家庭動物等の飼い方や迷惑防止に関する相談に対応します。								
	③動物取扱業者	動物の取扱いにあたっては、関係法令を遵守し、人に危害を加えたり、迷惑をかけたりのことのないよう、適正に管理します。特に、特定動物については、特定飼養施設の適正な管理を行い、人への危害の発生を防止します。	・平成29年度 法違反件数 0件							
	④関係団体	県に協力し、飼い主のいない猫の対策など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援に努めます。 獣医師会は、県と連携し、狂犬病に関する情報提供や啓発活動を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。		・狂犬病予防注射接種率が、近年横ばいの状況であることから、接種率を向上に向けた検討が必要です。(平成29年度 県内狂犬病予防注射接種率 70.3%)						
	⑤四日市市、市町	県と連携し、各種広報媒体を活用して住民に狂犬病予防に関する情報提供を行うとともに、狂犬病予防の集合注射や窓口での鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて普及啓発活動を行うことにより、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。 県と連携し、飼い主のいない猫の対策など、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援を行います。		・狂犬病予防注射接種率が、近年横ばいの状況であることから、接種率を向上に向けた検討が必要です。(平成29年度 県内狂犬病予防注射接種率 70.3%)			毎年、市町担当者を対象とした狂犬病予防及び動物愛護に関する研修会を実施(年1回)。			

第2次三重県動物愛護管理推進計画の取組の成果と検証

計画の目標	計画の目標		目標値の考え方	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考		
	目標項目	目標値(30年度)								
計画の目標	犬・猫の殺処分数	1,726頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値(平成24年度)の半減をめざします。	・目標値の半減以下の数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の殺処分数 628頭・匹)	・将来的に殺処分がゼロになることをめざすものの、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡したものなど、現在の推進計画では、明らかにゼロとすることが出来ません。 ・将来的に殺処分ゼロをめざすにあたり、改正予定の基本指針や、三重県民カビジョン(平成35年度までに殺処分数ゼロ)の定義の整理を図る必要があります。 ・「殺処分ゼロ」という言葉にとらわれ過ぎることにより、逆に問題を引き起こすケースがあります。 ・目標達成後にその状態が継続されるか保証がありません。	・更なる殺処分数の減少をめざし480頭・匹以下を目標に取組を進めます。	・殺処分数は確実に減っている。これらの実績に対し、どのような取組みを進めれば殺処分がゼロに近づくのか、県民に理解を得ていくことが重要。 ・殺処分減少を目指すため、管理が難しい動物の譲渡に対し、よりの確なマッチングを進めていくべき。			
取組項目	行動目標		県の取組	県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
	目標項目	目標値(30年度)								
(4)所有者明示の推進	犬の所有者明示率	40%	家庭動物等の所有者明示の実施について、各種広報媒体の活用や動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて働きかけます。	・広報媒体等を活用した啓発を実施しました。 ・犬の所有者明示率調査を実施しました(平成29年度犬の所有者明示率 30.7%)が、目標は達成されていません。	・犬の所有者明示率は、目標を下回っており、引き続き向上を図る取組が必要です。 ・猫の所有者明示率は、実態の把握ができていないことから、把握の方法等を検討する必要があります。	・各種広報媒体の活用や動物愛護教室などさまざまな機会を捉えて、所有者明示の実施について働きかけます。 ・犬の狂犬病予防集合注射会場等において、所有者明示の調査及び啓発を行います。(目標:犬の所有者明示率 40%) ・あすまいるを拠点に、動物愛護推進員、関係団体等と連携し、所有者明示についての効果的な普及啓発を行います。	・目標値が狂犬病予防法の遵守事項と一致していない。 ・動物取扱事業者や多頭飼育者に対する指導・啓発が重要と考える。 ・目標設定を再考してはどうか。			
				・あすまいるからの譲渡の際、マイクロチップの挿入を実施しています。	・今後の法改正の議論において、マイクロチップ装着の義務化の検討が予定されており、その動向を注視するとともに、更なる啓発を進めて行く必要があります。		・マイクロチップは「明示」とは言えないので、別途扱ってはどうか。			
				他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
				①県民	家庭動物等の飼い主は、飼育している動物に所有者明示を行うよう努めます。		・所有者明示率が低い状態が続いています。 ・狂犬病予防法の犬の鑑札、注射済票の装着率が低くなっています。			
				②動物愛護推進員	県に協力し、所有者明示についての啓発を行います。					
③関係団体	県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。 獣医師会は、県と連携し、特にマイクロチップの埋込み及び飼い犬の鑑札や注射済票による所有者明示を推進します。	・マイクロチップ及び犬の鑑札や注射済票による所有者明示を推進しています。								
④四日市市、市町	県と連携し、所有者明示についての啓発を行います。特に、集合注射時や窓口での鑑札、注射済票の交付時などの機会を捉えて働きかけます。	・広報等により、狂犬病予防法の内容の周知を図っています。								
取組項目	行動目標		県の取組	県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
	目標項目	目標値(30年度)								
(5)地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成	地域における動物愛護推進員の年間総活動回数	300回	動物愛護推進員や関係団体が、地域において、より活発な活動が行うことができるよう支援します。	・動物愛護推進員へのメールマガジンの発信を行いました。	・活動回数は目標数を達成しており、一定の成果も見られることから、目標の設定の仕方を見直す必要があります。	・動物愛護推進員及び動物愛護ボランティアに動物愛護管理に関する情報(メールマガジン等)を発信します。 ・あすまいるを拠点に、動物愛護推進員と連携して動物愛護管理の取組を実施します。(推進員の活動回数350回)				
				②地域における問題解決の支援	市町及び関係団体と連携し、地域で発生した動物に起因する問題の解決に向けた助言などの支援を行います。 市町と連携し、自治会や学区などの単位で、動物の適正飼養等に関する講習や動物との接し方についての啓発を行います。	・保健所への相談に対し、市町や関係団体と連携し、地域への助言等の対応を行いました。 ・動物愛護教室や犬との接し方教室を学校等で開催しました。(平成29年度 110回 3,224人)	・地域で発生した動物に起因する問題の解決に向けた助言を行います。 ・動物愛護推進員、関係団体等と連携し、自治会や学区などの単位で、動物の適正飼養等に関する講習や動物との接し方についての啓発を行います。			
				③動物愛護管理に携わる人材の育成	研修会の開催など、動物愛護管理の推進に取り組む人材の育成に努めます。	・毎年度、市町職員等を対象とした動物愛護管理の内容を含む研修を開催しています。	・推進員の拡充や登録ボランティアの育成について、検討が必要です。	・市町、(公財)三重県動物管理事務所及び県の担当職員を対象とした研修会等を開催します。(研修会1回、担当者会議3回)	・動物愛護推進員の増員を進めていくべき。	
				他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
				①県民	地域で発生した動物に起因する問題を地域全体の課題として考え、協力して解決にあたるよう努めます。					
②動物愛護推進員	県と連携し、県民への動物愛護管理に関する普及啓発や繁殖防止措置、適正譲渡等に関する助言を行い、地域における動物に起因する問題の解決を支援します。	・動物愛護週間事業での啓発や飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術支援事業等で活動しました。(平成29年度 年間総活動回数 339回)								
③関係団体	県に協力し、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援に努めます。									
④四日市市、市町	県と連携し、地域で発生した問題の解決に向けた助言などの支援を行います。									

第2次三重県動物愛護管理推進計画の取組の成果と検証

計画の目標	計画の目標		目標値の考え方	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
	目標項目	目標値(30年度)							
計画の目標	犬・猫の殺処分数	1,726頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値(平成24年度)の半減をめざします。	・目標値の半減以下の数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の殺処分数 628頭・匹)	・将来的に殺処分数がゼロになることをめざすものの、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡したものなど、現在の推進計画では、明らかにゼロとすることが出来ません。 ・将来的に殺処分ゼロをめざすにあたり、改正予定の基本指針や、三重県民ビジョン(平成35年度までに殺処分数ゼロ)の定義の整理を図る必要があります。 ・「殺処分数ゼロ」という言葉にとらわれ過ぎることにより、逆に問題を引き起こすケースがあります。 ・目標達成後にその状態が継続されるか保証がありません。	・更なる殺処分数の減少をめざし480頭・匹以下を目標に取組を進めます。	・殺処分数は確実に減っている。これらの実績に対し、どのような取組みを進めれば殺処分がゼロに近づくのか、県民に理解を得ていくことが重要。 ・殺処分減少を目指すため、管理が難しい動物の譲渡に対し、よりの確なマッチングを進めていくべき。		
取組項目	行動目標		県の取組	県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
取組項目	目標項目	目標値(30年度)							
(6)動物取扱業の適正化	動物取扱業者による動物愛護管理法違反件数	0件	①動物取扱業への監視指導	動物取扱業者に対する監視指導を実施し、新たな規制の着実な運用を図ります。	・平成29年度 動物取扱業者による動物愛護管理法違反件数 0件(四日市市を含む) ・平成29年度 第一種動物取扱業施設監視率 35.6%(四日市市を含む)	・悪質な違反者に対しては厳正な処置が必要な中、違反件数を0件とする目標の設定の仕方について検討が必要です。	・動物取扱業者に対する監視指導を実施し、動物愛護管理法に基づく規制の周知・徹底を図ります。(立入検査率25%)	・目標設定に再考が必要。 ・現在の指導が有効に行われているのか確認すべき。	
			②動物取扱業者による適正な動物の取扱いの促進	動物取扱責任者研修において、関係法令等に基づく遵守事項の徹底を図り、適正な動物の取扱いを促進します。	・動物取扱責任者研修を各保健所の管轄で実施し、事業者に対し講習の受講を指導しています。	・事業者により取扱う動物が異なることもあり、事業者にとって効果的な講習内容にする必要があります。	・動物取扱責任者研修において、関係法令等に基づく遵守事項の周知・徹底を図ります。(10回)		
		他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
		①県民	動物取扱業の利用にあたっては、動物愛護管理法に基づく登録を受けているかなど、適正な動物の取扱いがなされているか確認するよう努めます。						
	②動物取扱業者	動物の取扱い等にあたっては、関係法令等を遵守し、飼養・保管する動物及び飼養施設の適正管理を行います。	・平成29年度 法違反件数 0件						
	③四日市市	動物取扱業者に対する監視指導を実施し、新たな規制の着実な運用を図るとともに、動物取扱責任者研修において、関係法令等に基づく遵守事項の徹底を図り、適正な動物の取扱いを促進します。	・県と協力し、動物取扱責任者講習を開催しました。						
取組項目	行動目標		県の取組	県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
取組項目	目標項目	目標値(30年度)							
(7)実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進	実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数	10回	ホームページ等により、実験動物や産業動物等の適正な取扱いに関する普及啓発を行います。	・ホームページに実験動物や産業動物等の適正な取扱いに関する内容を掲載し、啓発しました。		・ホームページ等により、実験動物や産業動物等の適正な取扱いに関する普及啓発を行います。	・県内で実験動物を扱う大学等の協力を得て、内容を充実してはどうか。		
			県内の動物実験施設に対して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知します。	・関係機関等に実験動物の適正な取扱いに関する説明会等を開催しました。(平成29年度 実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数 8回)	・実験動物の取扱いについて、周知を図るとともに、実態の把握に努める必要があります。	・県内の動物実験施設の把握を行います。			
			関係部局等と連携し、産業動物を取り扱う関係機関及び飼養者に「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知します。	・関係機関等に産業動物等の適正な取扱いに関する説明会等を開催しました。(平成29年度 実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数 8回) ・平成30年度に目標を達成する見込みです。	・産業動物の取扱いについて、周知に努める必要があります。	・実験動物や産業動物の取扱者等に対し、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」又は「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に関する説明を行います。(10回)			
			身体障害者補助犬への対応や接し方等への理解を深めるための普及啓発を行います。		・現在は県の福祉担当部局のホームページにて啓発を行っているため、動物愛護管理担当部局と福祉担当部局の連携が必要です。	・ホームページ等により、身体障害者補助犬への対応や接し方等への理解を深めるための普及啓発を行います。			
	他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考		
	①県民	実験動物、産業動物等への理解を深め、動物の命に対する感謝の心を育みます。							
	②関係団体	県に協力し、実験動物、産業動物等の果たす役割、取扱いの実態について普及啓発を行います。							
	③関係機関	実験動物を取扱う研究機関は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守した実験の実施に努めます。 産業動物の飼育者等は、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に沿った適正な飼養に努めます。							
	④四日市市	県と連携し、実験動物、産業動物等の果たす役割、取扱いの実態について普及啓発を行います。	・市内の関係機関において産業動物の適正な取扱いに関する説明会を開催しました。						

第2次三重県動物愛護管理推進計画の取組の成果と検証

計画の目標	計画の目標		目標値の考え方	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
	目標項目	目標値(30年度)							
計画の目標	犬・猫の殺処分数	1,726頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値(平成24年度)の半減をめざします。	・目標値の半減以下の数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の殺処分数 628頭・匹)	・将来的に殺処分数がゼロになることをめざすものの、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡したものなど、現在の推進計画では、明らかにゼロとすることが出来ません。 ・将来的に殺処分ゼロをめざすにあたり、改正予定の基本指針や、三重県民ビジョン(平成35年度までに殺処分数ゼロ)の定義の整理を図る必要があります。 ・「殺処分数ゼロ」という言葉にとらわれ過ぎることにより、逆に問題を引き起こすケースがあります。 ・目標達成後にその状態が継続されるか保証がありません。	・更なる殺処分数の減少をめざし480頭・匹以下を目標に取組を進めます。	・殺処分数は確実に減っている。これらの実績に対し、どのような取組みを進めれば殺処分がゼロに近づくのか、県民に理解を得ていくことが重要。 ・殺処分減少を目指すため、管理が難しい動物の譲渡に対し、よりの確なマッチングを進めていくべき。		
取組項目	行動目標		県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考	
取組項目	目標項目	目標値(30年度)							
(8)災害時対策	獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数	29	①災害時の危機管理体制の整備	災害時の連絡網の整備や多数の動物を飼養する施設や個人の把握を行います。	・三重県獣医師会、三重県動物管理事務所との災害時の動物救護活動に関する協定の中で、三者間の連絡網を作りました。	・動物救護活動の窓口となる動物救護本部の設置体制が整備されていません。 ・三者協定以外の関係団体との連絡体制の整備が不十分です。 ・動物取扱業以外の多頭飼育者の把握が十分ではありません。	・災害時の連絡網の確認を行います。	・災害対策として預りボランティアを活用してはどうか。災害発生に備え、そういったボランティアを把握しておくべき。	
			獣医師会等の関係団体と連携し、放浪動物や負傷動物の救護体制を整備します。	・三重県獣医師会、三重県動物管理事務所との災害時の動物救護活動に関する協定を結んでいます。	・これまで飼い主の災害への備えを啓発するリーフレットを作成したり、図上訓練を実施するなどしてきましたが、これらの内容をふまえて、被災時の具体的な活動にかかる動物救護活動のガイドラインを策定する必要があります。	・獣医師会等の関係団体、市町等と連携し、放浪動物や負傷動物の救護体制、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した体制等を充実します。	・一刻も早く全市町が協定を結ぶよう関係機関が協力すべき。		
			飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、市町、獣医師会等の関係団体等との連携により災害時の体制を整備します。	・三重県獣医師会、三重県動物管理事務所との災害発生時の動物救護に関する協定を結んでいます。 ・各獣医師会(支部)と県内23市町で動物救護活動に関する協定を締結しました。 ・目標は達成していません。	・動物救護活動に関する協定を締結できていない市町があります。	・市町と獣医師会との災害時における動物救護活動に関する協定の締結を積極的に支援します。(目標:協定を締結した市町数 29市町)			
			他府県との広域的な連携体制について検討します。	・環境省との共催で、南海トラフ地震を想定した広域支援にかかる図上訓練を実施しました。 ・全国動物管理事業所協議会中部ブロックにおいて、6県8市による広域支援体制にかかる検討を行いました。	・自治体間での広域連携が必要です。	・他自治体との会議の機会を通して、災害時の広域支援体制について協議します。			
(8)災害時対策	ペットに関する防災対策の普及啓発	29	②ペットに関する防災対策の普及啓発	ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットに関する防災対策ガイドライン」を策定し、普及に努めます。	・動物愛護週間事業のイベントやペットの防災に関する研修会等で、県民に対する被災時の行動に関する啓発を行いました。	・これまで飼い主の災害への備えを啓発するリーフレットを作成したり、図上訓練を実施するなどしてきましたが、これらの内容をふまえて、被災時の具体的な活動にかかる動物救護活動のガイドラインを策定する必要があります。	・各種広報媒体の活用や動物愛護イベントなどさまざまな機会を捉えてペットに関する防災対策の啓発を行うとともに、ペットに関する防災対策ガイドラインの普及に努めます。		
			③災害時対策の拠点	災害時対策の拠点として、動物愛護管理センターを位置付けるとともに、これを活用した関係団体との協力体制を構築します。	・被災時の動物救護活動の拠点として、あすまいるができました。	・被災時の具体的な活動にかかる体制の整備が必要です。	・あすまいるを災害時対策の拠点として位置付け、関係者間での情報伝達等訓練を実施します。(1回/年)		
			他の取組主体	他の取組主体の役割	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
			①県民	ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌等のペット用避難用品の常備に努めます。		・飼い主により、被災時の備えに差があります。 ・所有者の明示率が依然として低くなっています。 ・特定動物の飼育者は、一般のペットの飼い主よりも被災時の備えを十分にする必要があります。			
				避難所においては、指定された場所で管理するなどペットの飼育ルールを守り、ペットを適切に管理するよう努めます。		・各避難所によるルールの整備や、内容の周知に課題があります。			
				②動物愛護推進員	ペットに関する防災対策の普及啓発、災害時における放浪動物や負傷動物の救護活動など、県等が行う災害時対策に協力するよう努めます。	・県の開催するペットの防災に関する研修会等に参加しました。			
				③動物取扱業者	災害時における動物の健康と安全を確保するとともに、人への危害を防止するため、平時から従事者の連絡体制や動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じるよう努めます。		・事業者により、被災時に備えた体制の整備に差があります。		
				④関係団体	災害時に救護された放浪動物や負傷動物の飼養管理、一時預かり等の活動に協力するよう努めます。	・三重県動物管理事務所は、三重県獣医師会及び県との災害時における動物救護活動に関する協定を結んでいます。 ・三重県獣医師会は、三重県動物管理事務所及び県との災害時における動物救護活動に関する協定を結んでいます。 ・三重県獣医師会(支部)は、23市町と動物救護活動に関する協定を締結しています。	・動物救護活動に関する協定が締結できていない市町があります。		
				⑤関係機関	動物の逸走による人への危害を防止するため、災害時の危機管理体制の整備に努めます。				
			⑥四日市市、市町	災害時にペットと同行避難する避難者の受入体制について検討するよう努めます。	・一部市町では、地域防災計画の中で、被災時のペットの避難対応にかかる内容を記載しています。 ・23の市町で獣医師会(支部)と動物救護活動に関する協定が締結されました。	・ペットの避難についての受入対応を検討する必要があります。 ・動物救護活動に関する協定を締結できていない市町があります。			
				県と連携し、ペットの防災対策に関する普及啓発を行うとともに、災害時における放浪動物や負傷動物の救護活動などを行います。	・一部市町では、防災イベント等で県と連携してペットの防災対策にかかる啓発を行いました。 ・県の開催するペットの防災に関する研修会等に参加しました。				

第2次三重県動物愛護管理推進計画の取組の成果と検証

計画の目標	計画の目標		目標値の考え方	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
	目標項目	目標値(30年度)						
計画の目標	犬・猫の殺処分数	1,726頭・匹	将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、5年間で現状値(平成24年度)の半減をめざします。	・目標値の半減以下の数となっており、目標は達成されています。(平成29年度 犬・猫の殺処分数 628頭・匹)	・将来的に殺処分数がゼロになることをめざすものの、保護・引取りした時点の疾病や怪我が原因で死亡したもののなど、現在の推進計画では、明らかにゼロとすることが出来ません。 ・将来的に殺処分ゼロをめざすにあたり、改正予定の基本指針や、三重県民ビジョン(平成35年度までに殺処分数ゼロ)の定義の整理を図る必要があります。 ・「殺処分ゼロ」という言葉にとらわれ過ぎることにより、逆に問題を引き起こすケースがあります。 ・目標達成後にその状態が継続されるか保証がありません。	・更なる殺処分数の減少をめざし480頭・匹以下を目標に取組を進めます。	・殺処分数は確実に減っている。これらの実績に対し、どのような取組みを進めれば殺処分がゼロに近づくのか、県民に理解を得ていくことが重要。 ・殺処分減少を目指すため、管理が難しい動物の譲渡に対し、よりの確なマッチングを進めていくべき。	
取組項目	行動目標		県の取組	実績	課題	平成31年度推進実施計画(案)	意見	備考
	目標項目	目標値(30年度)						
推進体制の整備			ア 動物愛護管理センターの機能の充実等	・平成29年5月に、県の動物愛護の拠点として、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を開所しました。	・あすまいるを中心とした今後の事業のあり方について検討が必要です。	・あすまいるを拠点に、関係団体やボランティア等のさまざまな主体との連携体制の強化に取り組みます。 ・第3次三重県動物愛護管理推進計画の策定に向けた検討を行います。		
			イ 三重県動物愛護管理推進協議会の活性化	・三重県動物愛護管理推進協議会における動物愛護管理の取組に関する意見交換を一層活発にします。	・毎年度、2～3回の推進協議会を開催し、推進員の活動のあり方について協議しました。	・三重県動物愛護管理推進協議会を開催し、あすまいるを拠点とした動物愛護管理の取組、動物愛護推進員の活動の支援等に関する意見交換を行います。(2回)		